

平成 1 7 年度

原子力発電所所在市町村の  
安全確保と地域振興に関する要望書

全国原子力発電所所在市町村協議会

## 原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要望書

原子力発電所所在市町村は、安全確保を大前提として、エネルギー確保という国の重要政策に協力し、もって地域の振興と住民福祉の向上を目指している。

しかしながら、昨年8月の関西電力美浜発電所における死傷事故の発生など、原子力安全文化の欠如と云わざるを得ない事故やトラブルの発生により、原子力に対する住民、国民の信頼は著しく失墜した。

このような中、原子力立地市町村は極めて困難な対応を強いられている。

今後、国の基幹電源である原子力を円滑に進めるためには、国が確固たる方針を示しイニシアチブをとること、国民理解を得ることが極めて重要である。

従って、国においては次の項目に関し早期実現されるよう、総会の総意に基づき要望する。

平成17年 8 月 1 日

全国原子力発電所所在市町村協議会  
会 長 敦賀市長 河 瀬 一 治

# 重点項目

## 1 . 安全規制の充実強化

美浜発電所 3 号機事故が発生した背景に鑑み、原子力発電所の安全確保のため、高経年化対策をはじめ、現行の安全基準を抜本的に見直すことを求める。

また、現行体制の実効性を確認しつつ、規制体制のあり方を含めた検証を行い、国民に信頼される安全規制体制の早期確立を求める。

## 2 . 電源三法の運用強化

国においては、電源三法制度の電源立地勘定・電源利用勘定の比率を見直し、電源地域の振興という立法趣旨に則った運用強化を求める。

また、市町村合併により、隣接及び周辺地域が飛躍的に拡大することから、交付金等の原子力発電所所在市町村への重点配分を基本とした施策を講じることを求める。

## 3 . 原子力発電所の高経年化対策

原子力発電所の立地から維持の時代に入り、運転開始後 30 年以上経過している発電所が増えていることから、住民が安心できる安全確保は云うまでもなく、電源三法制度や固定資産税に係る耐用年数の見直しなど、高経年化に対する対策を講じることを求める。

## 【安全確保について】

### 1. 安全規制の充実強化

美浜発電所 3号機二次系配管破損事故に鑑み、一次系二次系を問わず、原子力発電所の安全確保のため、現行の安全基準を抜本的に見直すとともに、発電所における品質保証活動、保守管理活動の徹底強化など、安全管理の充実強化を求める。

国の一元的責任でなされるべき安全規制において、現行体制の実効性を確認しつつ、規制体制のあり方を含めた検証を行い、国民に信頼される体制の早期確立を求める。

地域や社会の信頼確保の礎となる事業者の原子力安全文化の醸成・確立について、国の積極的な指導・監督を求める。

### 2. 原子力発電所の高経年化対策

高経年化した原子力発電所の点検や検査のあり方について、抜本的に見直し、住民が安心できるような高経年化対策を早急に講じることを求める。高経年化対策による原子力発電所の長期運転の安全性について、立地地域はもとより国民に対する理解促進活動に取り組むことを求める。

### 3. 定期検査の充実強化

定期検査は事故・故障の未然防止とともに、地域住民の安全・安心確保を図ることが原点である。些かも安全性の低下を招かないよう、事業者の管理体制の徹底強化および国の検査制度の充実強化を求める。

### 4. 原子力政策の国民的合意形成

国民に分かりやすく、信頼される原子力開発利用長期計画を策定するとともに、国の計画として国民合意が得られるよう積極的な理解活動を求める。我国のエネルギー事情を踏まえた原子力を含むエネルギー政策全般について、早い段階からの教育を求める。

原子力は国民理解が大前提であることから、電力消費地における一層の理解促進を図ることを求める。

平常時だけでなく事故時等においても住民の不安に対応するため、専任の原子力安全地域広報官を早期に全ての立地地域に配置し、住民に対し迅速・的確な広報活動を行うことを求める。

- 5 . 原子力防災対策の実効性向上  
地域住民の安全・安心確保のため不可欠な避難道路、避難施設等について、関係省庁が一体となって早期に整備することを求める。  
住民に迅速かつ確実に情報を伝達するため、防災行政無線、オフサイトセンターからの情報伝達設備などの情報伝達システムの早期整備を求める。  
現在、見直し作業が行われている原子力発電所の耐震設計指針について、早急に指針を整備し、適切な対応を講じるよう求める。
- 6 . テロ行為等防護対策  
昨年施行された国民保護法に関し、有事の際の原子力発電所に係る対処措置について、地域住民はもとより国民への分かりやすい広報を行い、国民理解を図ることを求める。  
テロ行為や武力攻撃に対する国民の不安に対処するため、国は原子力発電所の重点的かつ恒常的防護対策を引き続き強化することを求める。
- 7 . 使用済燃料敷地外貯蔵の早期具体化  
核燃料サイクル政策の円滑な実施のため、敷地外における使用済燃料の中間貯蔵施設について、早期実現化に向けた国及び事業者の積極的な対応を求める。
- 8 . プルサーマル計画に対する適切な対応  
プルサーマル計画の安全性と必要性について、国及び事業者は立地地域に対する説明責任を確実に果たすとともに、様々な角度から国民理解の促進を図ることを求める。
- 9 . 放射性廃棄物の処理処分対策の早期確立  
廃炉に伴う作業上の安全対策と周辺環境の安全確保を求めるとともに、廃炉技術等の早期確立を求める。  
原子力発電所の廃炉等により発生する低レベル放射性廃棄物について、クリアランス制度の法整備等がなされてきているが、立地地域住民や国民の理解が不可欠であることから、国が責任を持って理解活動を行うよう求める。  
高レベル放射性廃棄物の処理処分対策の早期具体化を求める。

## 【地域振興について】

### 1. 電源三法の運用強化

電源三法制度の各種交付金について、対象期間を施設解体撤去時まで延長を求める。

使途の一層の弾力化、電源地域に応じた柔軟な運用とともに交付金事務の簡素化を求める。

広報・安全等対策交付金については、地域の実情に応じた運用を行うため、また、美浜3号機事故により失われた信頼を取り戻すため、人件費も対象とするなどの使途拡大とともに、交付金の増額を求める。

原子力発電施設等周辺地域交付金(枠)について、電気料金の大幅な割引を求める。

電源地域振興促進事業費補助金の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金について、企業立地促進を容易にするため、交付期間の延長とともに補助金の増額を求める。

高経年化炉等に対する交付金上乘せ分の大幅な増額を求める。

電力移出県等交付金枠における市町村枠対象市町村及び交付金額の配分基準の設定を求める。

### 2. 市町村合併した場合の電源三法各種交付金の不利益防止

市町村合併した場合の電源三法各種交付金について、従来の対象地域における交付金総額等が後退しないよう求める。

合併後の市町村における配分について、旧所在市町村への重点的な配分に一定の考慮が払われるよう、国による明確な指針の提示を求める。

広報・安全等対策交付金について、市町村合併による対象住民の増大に伴う対応措置を求める。

新たに所在市町村に合併される地域の原子力発電施設等周辺地域交付金(枠)の電気料金割引額を、合併前の所在市町村と同額とすることを求める。市町村合併により、対象地域が拡大する電源地域振興促進事業費補助金について、従来の対象地域への重点的な配分を求める。

### 3. 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援

立地市町村の固定資産税収入の急激な減額を補い、恒久的財源を確保するための使用済核燃料税(法定外税)の創設について、国・県及び事業者理解と支援を求める。

- 4 . 原子力発電施設に係る固定資産税の改善  
税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長するとともに、課税期間を施設解体撤去時まで延長することを求める。  
大規模償却資産に係る頭打ち制度の撤廃を求める。  
地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設に対する特例措置を求める。
- 5 . 核燃料税の市町村への配分  
核燃料税の市町村への配分について、道県に求めるとともに、国による指導及びガイドラインの作成等の適切な措置を求める。
- 6 . 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化  
立地地域の振興に関する特別措置法の対象事業拡大と補助率の嵩上げ等を行うとともに、対象事業の優先的な着手など、関係省庁が一体となった取り組みを行い、地域振興を実感できる充実した法の運用を求める。  
特に「三位一体の改革」による補助金の一般財源化に伴い、特例措置の適用外となる場合が生じているが、国においては、立法趣旨を十分尊重し、特例措置を堅持することを求める。
- 7 . 高経年化炉及び廃炉に係る地域振興策の創設等  
長年にわたり国策に協力している地域に対し、高経年化炉や廃炉に係る地域振興策の創設並びに支援制度の強化を求める。
- 8 . 原子力発電所と立地地域との共生  
定期検査の短縮が、安全性は云うまでもなく、地域経済に影響を与えないよう、特段の配慮を求める。  
原子力関連技術の提供による地元企業育成など、地域特性を活かした地域共生策の積極的な推進を求める。